

「パートナーシップ構築宣言」 登録マニュアル

令和8年1月
千葉県 商工労働部 経済政策課



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

1. 全体的な流れについて
2. パートナーシップ構築宣言文の作成
3. 専用HPで必要事項を入力

パートナーシップ構築宣言の申請について、大まかな流れとしては以下のとおりです。

① パートナーシップ構築宣言文の作成 (ワードファイル形式)

P3~11

② 専用HPで必要事項を入力

P12~19

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
- IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- 専門人材マッチング
- グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

登録

今回の登録について、次のいずれかを選択ください。

- 「パートナーシップ構築宣言」の登録について **必須**
- 新規提出
 - 更新（宣言文の修正、追加等）
 - 再提出
- ※「更新」は登録企業が既に公開中の宣言文の記載内容を更新（修正、追加等）し、改めて登録する場合に選択。
「再提出」は事務局から登録内容の不備の指摘を受け、修正して登録する場合に選択。

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。宣言文の内容が、事実と即していない場合、ポータルサイトにアップロードできませんので、ひな形、記載見本、記載要領は、登録方法をご覧ください。（登録方法へリンク）

企業名 ※法人格と社名の間は空けなくてください。	必須	<input type="text"/> 例：株式会社パートナーシップ構築宣言
企業名（ふりがな） ※法人格は入力しないでください。	必須	<input type="text"/> 例：ぱーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)
法人番号 ※詳細は国税庁HPをご覧ください。 ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。	必須	<input type="text"/> 例：1234567890123 (13桁の半角数字) <input type="checkbox"/> 個人事業主
主な業種 (売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選んでください)	必須	選択してください
資本金・出資金・基金など ※個人事業主の方は0を入力してください。	必須	<input type="text"/> 円 (半角数字と半角カンマのみ)

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード **必須**

ファイルを選択 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

※作成したファイルをPDF化して
専用HPにアップロード

1. 全体的な流れについて
2. パートナーシップ構築宣言文の作成
3. 専用HPで必要事項を入力

パートナーシップ構築宣言文については、以下の2つの方法で作成いただけます。

方法① (P6へ)



オススメ!

自分でワードファイルを編集するのが難しい…という方向けに、県では、宣言文の代理作成サービスを行っております。

御自身でワードファイルを編集する必要はありません。

県が開設した専用フォームから必要事項を入力いただければ、県が宣言文を代理で作成します。

※県が作成した宣言文をメールでお送りしますので、専用HPにアップロードしてください。

方法② (P11へ)

専用HP（国）から宣言文のひな型（ワードファイル形式）をダウンロードし、取引先との望ましい取引慣行の遵守（不合理な価格低減要請を行わないことなど）などを通じて、貴社として取引先とのパートナーシップ構築のために取り組みたいことを記載していただく方法です。

御自身でワードファイルを編集していただく必要があります。

参考：方法①と②の流れ

P6~10

方法①



オススメ!

【事業者の皆様】

県が開設した専用フォーム
で必要事項を選択・入力

自動でデータが送信されます

【千葉県】

選択・入力いただいた情報をもとに、宣言文を作成

県から事業者の皆様へ、
メールで宣言文を送付します

【事業者の皆様】

届いた宣言文を国の専用HP
にアップロード

P11

方法②

【事業者の皆様】

国の専用HPから宣言文の
ひな型をダウンロード

【事業者の皆様】

ダウンロードした宣言文を
編集する

【事業者の皆様】

編集した宣言文を国の専用
HPにアップロード

方法①



オススメ!

自分で宣言文を作るのが難しい…という方向けに、県では、宣言文の代理作成サービスを行っております。

以下のURLまたはQRコードからアクセスし、必要情報を入力してください。

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービス（県）

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44649



- ①上記からアクセスし、必要情報を入力してください。
- ②入力いただいた情報をもとに県で宣言文を作成します。
- ③作成した宣言文は、メールにて申請者あてにお送りします。



御自身でワードファイルを編集する必要はありません

方法①



オススメ!

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

取引先や関係事業者との連携・共存共栄を進め、パートナーシップを構築するため、貴社として重点的に取り組む事項を以下から選択してください。※複数選択可

- a.企業間の連携（企業間の連携で新規事業創出、新商品開発に取り組む）
- a.企業間の連携（異業種交流の機会を積極的に増やし、新規事業を創出する）
- a.企業間の連携（サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う）
- a.企業間の連携（取引先のテレワーク導入を支援する）
- b.IT実装支援（企業内、企業間のDX推進に取り組み、業務効率化を図る）
- b.IT実装支援（取引先のIT実装支援に向けて技術協力を行う）
- c.専門人材マッチング（取引先からの出向者とともに新事業創出に取り組む）
- d.グリーン化の取組（敷地内で太陽光発電を行い、自社の電力を賄う）
- d.グリーン化の取組（環境負荷の少ない資材、商品、サービスを優先的に使用する）
- e.健康経営に関する取組（取引先に健康経営に係るノウハウを提供する）
- e.健康経営に関する取組（取引先とともに健康増進施策を共同実施する）
- f.BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言を行う）

①取引先との共存共栄のため、
取り組みたい事項を選択してください。
※複数選択可

方法①



オススメ!

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

2. 「振興基準」の遵守 **必須**

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく振興基準※）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組んでいただく必要があります。御了承いただける場合は、チェックを入れてください。

※受託中小企業振興法に基づく振興基準はこちら

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

【取り組んでいただく事項（主な事項）】

●価格決定方法

取引先に不合理な原価低減要請を行わないこと。取引対価の決定にあたっては、少なくとも年1回以上の協議を行うこと。原材料費等の高騰があった場合には適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこと。

●代金の支払方法

取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。一括決済方式及び電子記録債権（以下「ファクタリング等」という。）により代金を支払う場合には、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとする。

●知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結を行わないこと。取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないこと。

●働き方改革等に伴うしわ寄せ

受託事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わないこと。災害時等においては受託事業者に取引上一方的な負担を押しつけないこと。

受託中小企業振興法に基づく振興基準を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

②親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を遵守するため、取り組んでいただく主な事項を記載していますので、御確認いただき、チェックをしてください。

方法①



オススメ!

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

3. その他【任意記載】

上記設問以外に、貴社で取り組む独自の取り組みがあれば記載してください。

**③その他、独自の取り組みがあれば記載
してください。【記載は任意です】**

入力文字数： 0 / 2000

方法①



オススメ!

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービスの流れ

4. 法人名 **必須**

法人名を記載してください。

5. 代表者名 **必須**

法人の代表者名を記載してください。

氏 名

④法人の基本情報を入力してください。

6. 役職名

法人の代表者の役職名を記載してください。

7. 電話番号【宣言文には記載されません】 **必須**

入力内容に不備等があった場合に連絡させていただきます。

電話番号

※入力いただいた情報をもとに宣言文を作成し、完成次第メールでお送りします。

8. メールアドレス【宣言文には記載されません】 **必須**

・入力内容等に不備等があった場合に連絡させていただきます。
・本フォームに入力いただいた内容をもとに、宣言文を作成いたします。作成した宣言文を、御記載いただいたメールアドレスあてに送信させていただきます。

メールアドレス

2. パートナーシップ構築宣言文の作成

方法②

専用HP（国）から宣言文のひな型をダウンロードし、取引先との望ましい取引慣行の遵守（不合理な価格低減要請を行わないことなど）などを通じて、貴社として取引先とのパートナーシップ構築のために取り組みたいことを記載してください。

①宣言文ひな型（Word形式）のダウンロード

STEP3 「パートナーシップ構築宣言」の公開



✓ 登録した「パートナーシップ構築宣言」は、本ポータルサイトの「登録企業リスト」にて公開。

※通常、登録内容についての修正依頼事項がない場合、ご登録いただいた日の約10日後に公開されます。

※補助金等の申請に関連して登録申請が多数集中する時期には、更に数日を要する場合があります。

CLICK!

<https://www.biz-partnership.jp/register.html>

②宣言文の作成

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

- 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
- IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- 専門人材マッチング
- グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

- ・ HP上の記載要領を参考にして作成してください
- ・ 作成後はPDF形式にして保存してください

1. 全体的な流れについて
2. パートナーシップ構築宣言文の作成
3. 専用HPで必要事項を入力

専用HPにアクセスし、企業名等の必要情報を入力してください。
※ワードファイルの編集等の作業は不要です。スマホからでも入力できます。

パートナーシップ構築宣言専用HP（国）

<https://www.biz-partnership.jp/entry/form.php>



入力方法の解説は次のページから！

今回の登録について、次のいずれかを選択ください。

<p>「パートナーシップ構築宣言」の登録について 必須</p> <p>※「更新」は登録企業が既に公開中の宣言文の記載内容を更新（修正、追加等）し、改めて登録する場合に選択。 「再提出」は事務局から登録内容の不備の指摘を受け、修正して登録する場合に選択。</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 新規提出</p> <p><input type="radio"/> 更新（宣言文の修正、追加等）</p> <p><input type="radio"/> 再提出</p>
---	---

①「新規提出」を選択してください。

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。
宣言文の内容が、事実と即していない場合、ポータルサイトにアップロードできませんので、ひな形、記載見本、記載要領は、登録方法をご覧ください。（[登録方法](#)へリンク）

<p>企業名 必須</p> <p>※法人格と社名の間は空けないでください。</p>	<input type="text"/> 例：株式会社パートナーシップ構築宣言
<p>企業名（ふりがな） 必須</p> <p>※法人格は入力しないでください。</p>	<input type="text"/> 例：ぱーとなーしつぷこうちくせんげん （全角「ひらがな」のみ）
<p>法人番号 必須</p> <p>※詳細は 国税庁HP をご覧ください。 ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。</p>	<input type="text"/> 例：1234567890123（13桁の半角数字） <input type="checkbox"/> 個人事業主
<p>主な業種 必須</p> <p>（売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選んでください）</p>	選択してください ▼
<p>資本金・出資金・基金など 必須</p> <p>※個人事業主の方は0を入力してください。</p>	<input type="text"/> 円 （半角数字と半角カンマのみ）
<p>従業員数 必須</p>	<input type="text"/> 人 （半角数字と半角カンマのみ）

②企業名、法人番号、従業員数などの基本情報を入力してください。

住所 (実際の本社機能 を有する場 所)	郵便番号	必須	<input type="text"/> 〒 例：123-4567 (半角数字3桁 半角ハイフン 半角数字4桁)
	都道府県	必須	<input type="text"/> (郵便番号より自動入力されます)
	市区町村	必須	<input type="text"/> 例：千代田区霞が関 (郵便番号より一部自動入力されます。住所の続きを手入力してください)
	番地 ビル名・部屋番号	必須	<input type="text"/> 例：1-2-3 取引ビル201
担当者 1	担当者氏名	必須	<input type="text"/> ※姓と名の間は空けないでください。 例：取引太郎
	担当者氏名 (ふりがな)	必須	<input type="text"/> ※姓と名の間は空けないでください。 例：とりひきたろう
	所属部署	必須	<input type="text"/> 例：総務部総務課
	メールアドレス	必須	<input type="text"/> 例：abc@defgh.com (半角英数字)
	メールアドレス (確認)	必須	<input type="text"/>
	電話番号	必須	<input type="text"/> 例：01-2345-6789 (ハイフンつきの半角数字)
担当者の2名以上登録を希望される場合のみここをクリックしてください (最大3名まで)			
企業ホームページURL	必須	<input type="text"/> ※ホームページがない場合は「ホームページなし」 にチェックを入れてください。	例：https://www.chusho.meti.go.jp/ <input type="checkbox"/> ホームページなし

③住所、担当者名、企業HP
などの基本情報を入力して
ください。

3. 専用HPで必要事項を入力

■「パートナーシップ構築宣言」1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携について 必須

宣言書に記載されている個別項目について該当する項目をチェックしてください。

(宣言書には、個別項目の記載が必要です)

(例)

- a. 企業間の連携
- b. IT実装支援
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組
- e. 健康経営に関する取組
- f. BCP/事業継続
- その他の取組

④宣言文の「1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」で選んだ選択肢と同じものを選んでください。

(例) 宣言文ではaとbを選択したので、HPでもaとbをクリック

パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービス(県)を利用された方は、県から送られたメールに添付されている宣言文を御確認ください

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等)
- b. IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等)

■ 宣言文ひな形のバージョン **必須**

現在、2026年1月改正の宣言文のひな形をポータルサイトに掲載しています。

ポータルサイトの「[登録方法](#)」ページより、最新のひな形のダウンロード、記載要領をご確認のうえ、新ひな形を反映した宣言文を作成したことを確認し、チェックしてください。

旧ひな形での申請は受け付けておりませんので、必ず最新の2026年1月版のひな形をご利用いただくよう、
お願い申し上げます。 [最新ひな形はこちら](#)

2026年1月版ひな形を使用

よくある間違い

※宣言文「ひな形」に赤文字で記載されている箇所（タイトルのひな形、文中の説明文、（例）など）は、全て削除してください。

※宣言文の署名欄について

- (1) 企業名、役職・氏名、宣言日付は必ずワード等で入力してください。（役職名（代表権を有する者）必須、手書き不可）
- (2) 個人事業主の場合、氏名のみは不可、必ず屋号、役職名（代表、院長など）を入力してください。（手書き不可）

⑤最新のひな型（2026年1月版）を使用して宣言文を作成した場合は、チェックを入れてください。



県の宣言文作成支援サービスを利用された方は、最新のひな型になっていますので、
チェックを入れていただいで結構です。

■「パートナーシップ構築宣言」のアップロード **必須**

ファイルを選択 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

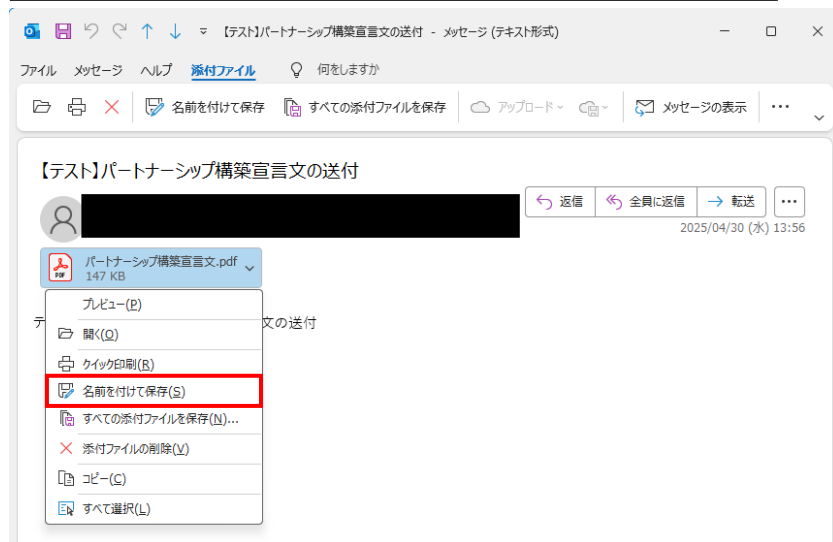
⑥宣言文をPDF化した上で、アップロードしてください。



県の宣言文作成支援サービスを利用された方は、県からメールで届いた宣言文（PDF）をアップロードしてください。

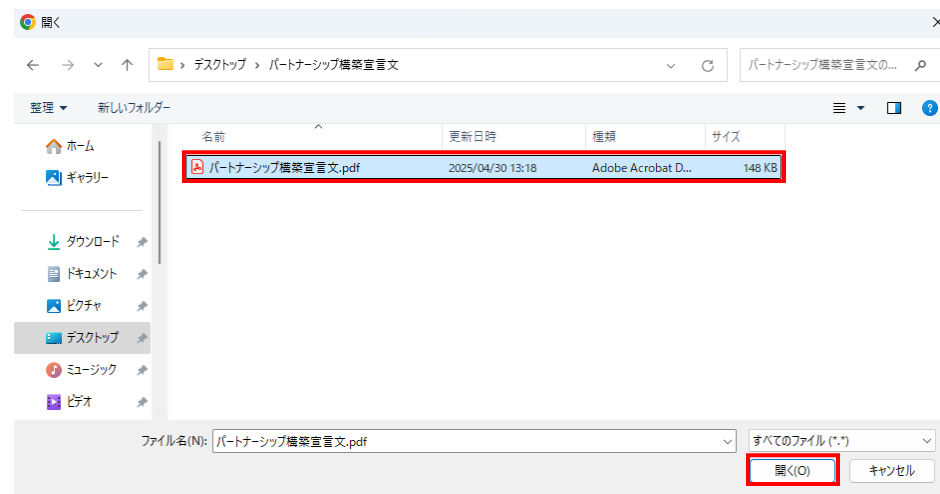
パートナーシップ構築宣言・宣言文作成支援サービス（県）を利用された方

①メールで届いた宣言文を保存する



②専用HPの「ファイルを選択」をクリック

③保存した宣言文を選択して開く



3. 専用HPで必要事項を入力

■ 宣誓書（内容を確認し、チェックしてください） **必須**

以下の事項について宣誓します。

- 役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がいないこと。
- 暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
- 申請前1年間に「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）」第10条の規定に基づく勧告、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「フリーランス法」という。）」第8条第1項及び第2項の規定に基づく勧告並びに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）」第20条の規定に基づく排除措置命令を受けていた場合には、当該勧告又は命令の内容を履行していること。
- 申請前1年間に「受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。）」第4条の規定に基づく指導、助言又は勧奨を受けていた場合には、業所管省庁に報告した直近の改善案を履行していること。
- 宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合にあっては、取りやめになった日から1年を経過していること。この場合において、取りやめの原因となった事由について適切に対応している旨の十分な説明を業所管省庁に行っていること。

■ プライバシーポリシー（内容を確認し、チェックしてください） **必須**

ご入力いただいた情報は[プライバシーポリシー](#)に則り使用させていただきます。

同意する

■ 代表者による宣言（内容を確認し、チェックしてください） **必須**

代表者が宣言文の内容を確認した上で、代表者の名前で宣言します。

⑦内容を御確認いただき、
チェックしてください。

入力内容の確認

⑧入力内容の確認をクリック
してください。

次の画面に遷移したら…

前ページに戻る

登録する

⑨登録するをクリックしてく
ださい。